

II 人権施策の推進方向

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

近年、情報化、国際化、少子高齢化による変化が社会に見られます。私たちは、このような状況の変化に対応して、学校や家庭、職場や地域社会のあらゆる場において、人権問題に関する知識の習得や、技能・態度の育成を通して、人権文化を確立していかなければなりません。

人権侵害をなくし、人権文化を確立するためには、子どもから大人まで、全ての人々に対して、様々な場における人権教育・啓発が積極的、組織的、系統的に実施される必要があります。

そのためには、あらゆる職場、組織、団体等においても人権教育・啓発が推進されるよう要請し、啓発していかなければなりません。

特に、地域社会においては、各地域の諸機関・団体と連携した「共生社会の実現」に向けた取組を中心に、教育・保育施設・小学校・中学校・高校・特別支援学校・大学の一貫した人権教育を実施するため、そのネットワークづくりと教育プログラムづくりを支援していく必要があります。

21世紀は「人権の世紀」「共生の世紀」ともいわれています。次代を担う子どもたちに、人権教育の視点に立った教育を一貫して実施できるよう支援し、推進していかなければなりません。

(1) 教育・保育施設

乳幼児期（0～6歳）においては、心身の成長・発達が極めて盛んであり、心豊かに伸びていく可能性に富んだ時期です。この時期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切なときでもあり、一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育てることは、その後の成長にとって極めて重要です。

しかし、近年、乳幼児は子ども同士で遊ぶときに必要とされる社会性、協調性、問題解決能力など、様々な力が弱くなっていると指摘されています。そのために子どもが育つ上で最も重要な人間関係が、全般的に希薄になっていることが危惧されています。

したがって、就学前教育における人権教育の推進に当たっては、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人権感覚（その芽生え）を育てていく必要があります。そのために、教育・保育施設職員の資質を向上させ、乳幼児の発達段階を踏まえた、人権感覚や道徳性の芽生えを伸ばし、育み、適切な指導と援助に努めます。

① 教育課程・保育計画の編成

乳幼児は、遊びの中で周囲の環境や友だちと直接関わることを通して、好奇心や探究心を抱き、感情のコントロールや思いやり、協力することの大切さなどを体験的に学びます。このような人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感が育まれ、人間関係を一層豊かにすることができ、何かをやりとげようとする中で、責任や我慢についても学ぶことができます。

そこで、集団との関わりの中で、乳幼児の自己実現が図られ、一人一人の個性をいかした集団活動の機会が十分に確保できるよう教育課程・保育計画を編成する必要があります。

② 健康・基本的生活習慣・社会性の育成

幼児期（3～6歳）は、自我が芽生える時期と他者を意識して思いやることにより自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期とに分かれるといわれています。こうした発達の過程や生活環境など、一人一人の子どもの特性に十分留意する必要があります。

さらに、幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を体験し、物事に進んで取り組む意欲と自信をつけるような教育を行うことが必要です。

そして、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培い、子どもの健康、基本的な生活習慣、社会性や言葉の発達など、子どもがそれらを十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育が行われなければなりません。

③ 地域や家庭・小学校との連携

このような就学前教育を生涯学習の視点に立って効果的に行うためには、家庭での教育力はもとより地域の教育力に負うところが大きく、家庭や小学校等との密接な連携を図る必要があります。

④ 教育・保育施設職員の資質の向上

人権を基盤に据えた就学前教育の充実と深化を図るためには、教育・保育施設職員が、人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めることが必要です。

そのため、研修においては、教育・保育施設と小学校との連携を図るとともに、研修内容と方法についてもより一層の充実を図ります。

(2) 学校

学校教育においては、これまでも本市の「同和教育の基本方針」に基づいて、人権尊重の精神に徹し、真に差別をなくしていく意志と実践力を持った人間の育成に努めてきました。また、国が平成6（1994）年に批准した「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもを権利の主体として認めた取組を進めてきました。その結果、人権問題についての理解や人権意識の高揚に一定の成果を見ることができました。

しかし、依然として、賤称語を安易に使用した差別事象の発生、いじめや不登校、教職員からの行き過ぎた指導といった問題など子どもの人権にかかわる課題が存在しています。また、世の中の情報化が進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめやインターネット上での人権侵害など有害な情報が氾濫し、子どもたちにとっても身近で新たな問題となっています。

このような現状の中、これからの学校教育でもこれまでの同和教育の成果と教訓をいかし、子どもたちの「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる力」を育ていくために、より一層人権教育を推進する必要があります。

① 全教育活動を通じた人権教育の推進

これからの人権教育は、学校教育のあらゆる分野に人権教育を位置づけ、全教育活動を通して、教職員によって取り組んでいかなければなりません。その取組は、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、差別の現実に深く学び、さらに、これまでの同和教育を中心とした人権教育の成果と教訓に学んでいくことが大切です。

② 同和教育の成果を踏まえた人権教育の展開

我が国におけるこれまでの人権教育は、主として同和教育が担ってきた部分が大きいといわれています。

これからは、同和教育がこれまで培ってきた成果を踏まえ、国際人権教育の内容と方法を導入しつつ、新しい人権教育を展開する必要があります。

そのためには、特別支援教育を始め、環境教育、国際理解教育、多文化教育などを幅広く取り入れ、参加体験型の学習方法等、新しい手法を用いることによって、「教えこみ」ではなく「学習者が自ら学びとる」教育へと、さらに変革を進めていかなければなりません。

そして、国連の人権教育が提起するように、「知識」「技術」「態度」がバランスよく身につくよう、カリキュラムの枠組みを構成し、人権文化の確立をめざす必要があります。

③ 学習内容の再検討と学習指導方法の工夫・改善

これからの人権教育を推進していくためには、人間尊重の精神を基盤にして、「生きる力」を子どもたちに育む必要があります。

いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する能力を育成することが大切です。また、自らを律しながら、他人と協調し合い、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を培い、たくましく生きるための心身の健康や体力を、育てていく必要があります。

とりわけ、自分に自信を持ち、自分の生活に誇りを持ちながら、差別をなくす生き方をめざす子どもたちを育てなければなりません。

そのため、子どもの発達段階を踏まえながら、これまでの学習内容を再検討し、人権教育のねらいに応じた効果的な教材の開発を進め、その活用を図り、豊かな体験活動等を取り入れた参加体験型の学習方法の導入を図るなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

その際、「地域から学ぶ」という視点や、「情報機器の活用」ということも大事にしていきます。

④ 教職員研修の充実

人権教育の推進に当たっては、教職員の果たす役割は大きく、校長を始め教職員一人一人が、児童・生徒の実態を踏まえ、学校における教育課題を明確にし、その課題の解決に当たることが求められています。

そのために、自らの職責を自覚するとともに、豊かな人権感覚を培い、教職員としての資質の向上を図るための、効果的な研修のあり方について検討します。

特に、管理職（校長、園・所長、副校長、教頭）や児童生徒支援教員、人権・同和教育担当者、教務主任、研究主任等に対する研修を重視し、その充実を図るとともに、校内研修組織を確立して校内研修を推進します。

各学校における校内研修に当たっては、教育委員会から専門指導員を派遣し、当面する人権教育の課題を解決するための指導・援助をします。

さらに、人権・同和教育研究大会や人権・同和教育夏期講座を開催して、人権教育全般にわたる教職員の研修の機会の拡充を図ります。

⑤ 人権教育の推進体制の整備

これからの人権教育の推進に当たっては、組織的、系統的な取組が必要になってきます。

そこで、個人研究からグループ研修、校内研修、市内の研究会・研修会（授業実践交流会、研究大会、理事研修会、常任理事研修会等）へと、取組の輪を広げ、実践の質を高めていく必要があります。

そのため、人権教育を全教科、全領域に位置づけるなど、発達段階に応じた教育・保育施設や小中学校の連携を図るとともに、学校・家庭・地域社会との連携を進めていきます。

(3) 家庭

近年、核家族化、ひとり親家庭の増加等による家庭環境の変化や、少子高齢化、個々のライフスタイルや働き方、社会状況の変化が進む中、家庭におけるふれあい、関わり合いが大きく変化し、家庭の教育機能が低下していることが懸念されています。このような状況の中、家庭内での子どもや高齢者に対する暴力や虐待などの問題が生じています。

家庭は、社会生活の最も基本的な単位であるとともに、個人の生命や人権の尊さを認識させ、基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるなど、人格を形成する大事な役割を担っています。夫婦・親子・兄弟姉妹などは家庭でのふれあいを通してその絆を強め、一人の人間として成長していくことが期待されます。

また、家庭は子どもの人格形成を図り、豊かな情操を育てる場であります。そのため家庭教育の役割は極めて重要であり、情緒の安定と自発性、社会性、自制心などを育てる家庭教育が必要となります。まずは、大人が子育ての素晴らしさ、楽しさを理解することが重要です。そして、心身ともに健やかな子どもの育成を図るために、家庭、地域、学校が互いに連携し合わなければなりません。

そのために、家庭の教育機能の向上を図るための様々な施策を推進していきます。

家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供を充実し、子育てや家庭教育に不安を抱える保護者などへの相談・支援体制の整備を図ります。また、子どもや高齢者に対する虐待の防止に向けて教育・啓発を推進します。

(4) 地域

地域社会の中で、市民一人一人が、より充実した生活や豊かな人生を過ごすためには、地域社会の一員としての意識や周りとの連帯感を持つことが重要です。

そのためには、地域社会の活性化と地域の教育力の向上を図り、人権の尊重を基本としたまちづくりを推進する必要があります。

これまで、公民館、隣保館、教育集会所等における各種研修会や学習の機会を通して、人権の尊重を基本とした人権教育を実施してきました。

今後、これらの取組の中で積み上げてきた成果を踏まえながら、市民の自主的な活動を支援・促進し、地域と行政が一体となって、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

① 学習機会の提供

それぞれの人権問題を重要な学習課題として捉え、公民館等で開催される学習会・研修会等において、市民一人一人が、人権について学習できる機会の提供に努めます。

② 学習環境の整備

人権に関する法律やパンフレット類、幅広い学習に応じた図書、視聴覚教材、情報機器を含めた教材等の提供に努めます。

また、各種社会教育団体と連携し、人権についての効果的な学習活動を推進するため、総合的な学習情報の提供に努めます。

③ 学校・家庭との連携

基本的人権の尊重を基本として家庭教育の充実が図られるよう、学校、家庭との連携を推進し、学習機会の提供や学習活動の支援に努めます。

④ 地域推進組織の育成

地域の特性をいかしながら、地域ぐるみで市民の人権意識の高揚を図るため、各種の行事や地域で活動している団体、ボランティア等の協力を得て、関係団体、機関が連携・協力して活動できるネットワークづくりを推進します。

(5) 企業

経済の雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題などにより、人権を取り巻く環境が変化しています。

企業については、企業活動等を通して、地域や市民と深い関わり合いがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。また、企業も社会を構成する一員であるとする考え方から、企業に対する社会的責任や社会貢献が求められています。男女共同参画社会の実現、超高齢社会への対応など、人権尊重の確立をめざして企業が果たすべき役割はますます重要になっています。

しかしながら、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等における男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職に当たって特別な配慮が必要な障がいのある人などの雇用問題、正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、企業における人権に関する認識は十分といえない面があります。多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、環境整備を含め、なお一層の人権教育・啓発の取組が必要となっています。

① 就職の機会均等の確保

国籍・民族、出身地、性別、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認などによって差別されず、全ての人々の人権が尊重された働きやすい職場を実現するために、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」などの法制度の周知・徹底を図るとともに、公正な採用選考が行われるよう働きかけます。

② 企業内での人権教育の推進

企業に対する研修の充実を図るとともに、経営者等に対して企業内において積極的に啓発、研修に取り組むよう、適切な助言に努めます。また、講師の紹介、研修教材の提供など、人権教育に関する情報提供や広報などを強化し、社内研修の支援に努めます。

POINT

～主な講演会・研修会について～

◎同和問題講演会（毎年8月開催予定）

8月は佐賀県同和問題啓発強調月間です。同和問題への理解を深め、偏見や差別の解消を目的として開催しています。

◎人権ふれあい講演会（毎年11月頃開催予定）

12月4日から12月10日までは人権週間です。人権週間に合わせ、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めることを目的として開催しています。

◎人権ふれあい学級（毎年、前期（6月頃）・後期（10月頃）に開催予定）

人権意識の高揚を図るとともに、所属団体や地域における人権啓発推進リーダーの育成のために開催しています。

◎企業研修（通年）

明るい風通しの良い職場づくりのために、企業に講師を派遣し人権に関する研修会を行っています。また、企業セミナーも開催しています。

2 特定職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

一人一人の人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象に人権教育・啓発を進めることが必要です。特に、市職員、教職員、社会教育関係者、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちが様々な人権問題に関して、地域の人との交流を通じて人権感覚を育むことのできるような人権教育・啓発の推進に努めることが大切です。

(1) 市職員等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の状況を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

また、本市では平成19（2007）年3月に「佐賀市人材育成基本方針」を制定し、職員に求められる意識・姿勢として人権尊重意識の項目を設け、人種や性別等にとらわれることなく公平な市民サービスを提供していくため、職員はあらゆる人権問題について正しく理解し、率先して差別や偏見の解消に努め、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図ることが求められる、と示しています。

全ての職員が、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、具体的な職務遂行の中でそれをいかすよう、本市においては、人権・同和問題に関する研修を、全職員を対象に実施しています。

今後は、職員一人一人が、人権・同和問題を正しく認識した上で、それぞれの職務に応じた人権感覚を身につけ、職務にいかすよう、また、日常業務や生活を通じて市民への啓発ができるよう、研修のさらなる充実を図ります。

(2) 教職員等

21世紀を担う子どもたちの、人権尊重の心と態度を育成し、学校教育における人権教育の推進を図るためには、まず、教育活動に携わる全ての人々が学校教育の現状や課題を十分に理解し、研修を深めながら、豊かな人権感覚を身につけ、自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

そのため、人権教育に関する自己啓発や、指導力を高める教職員研修を積極的に推進し、その内容・方法等についても工夫・改善を図り、一層の充実に努めます。また、学校では、校長を中心として全教職員が一体となり、教育課題の明確化、共通理解を図るとともに、全教科、全領域において、人権教育推進体制の確立に努めます。

(3) 社会教育関係者

社会教育関係者は、地域を基盤に活動を重ねており、人権が尊重される明るい地域社会をつくるために果たすその役割は、極めて大きいものがあります。特に、公民館、図書館、スポーツ施設等に勤務する職員は、日常の生活においても地域住民と密接な関係にあります。

地域住民が研修会に参加し、人権に関する各種法律やパンフレット等の情報を得て、人権問題を自らの課題として捉えるような人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の積極的な人権意識の高揚が求められています。

社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、人権にかかわる問題の解決を図ることができるよう、さらなる人権教育の研修の充実と啓発の推進に努めます。

(4) 医療・保健関係者

医師を始め、薬剤師、看護師、保健師、その他医療技術者等あらゆる医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。

業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴等診療情報等の個人情報の保護に努めるなど、人権意識を基にした行動が求められています。

そのため、職員の採用時の研修や職場研修、接遇研修等で積極的に人権教育・啓発に取り組むよう働きかけます。また、講師の紹介、研修教材の提供などを通して、医療・保健関係者への人権教育・啓発の取組を強化します。

(5) 福祉関係者

福祉担当行政職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者、また、新たに福祉分野に進出した企業などの民間事業者等は、高齢者、障がいのある人、子ども等の生活相談や介護業務等に直接携わっています。例えば、訪問介護員（ホームヘルパー）や施設職員は、高齢者等の生活相談や身体介護などに直接従事していることから個人情報を知り得る機会が多く、一方、高齢者等は介護サービスを必要とする立場にあることが多く、人権が侵害される事態が生じることがあると考えられます。

このように、福祉関係者は社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多く、このため、職務の遂行に当たっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など、高い職業的倫理が求められています。

こうした認識に立ち、特に地域とのつながりの深い民生委員・児童委員に対しては、人権に関する講演会や研修会への積極的な参加を促したり、また、社会福祉施設職員及び社会福祉協議会職員に対しては、研修会において、カリキュラムの中に人権研修を組み入れるなど、社会福祉事業従事者の人権意識の普及・高揚に努めています。

今後もこれらの研修会を人権の視点から充実させるとともに、行政の福祉担当者に対しても人権教育・啓発を実施するなど、福祉関係者全ての人権意識の普及・高揚を図ります。

(6) マスメディア関係者

高度情報化が進展する現代社会において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのマスメディアは、社会情報の大部分を提供しています。そのため、人々の価値判断、意識形成に大きな影響力を持ち、また、人権が尊重される社会を形成する上で重要な役割を担っています。

しかし、一方では、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような誤った内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものとなるおそれがあります。マスメディアに従事する者が、人権尊重の視点に立った適切な取材活動や情報の提供を行うよう、関係者に対する人権教育・啓発に努めます。

すべての人間は、
生まれながらにして自由であり、
尊厳と権利とにおいて
平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、
同胞の精神を持って
互いに行動しなければならない。

世界人権宣言 第一条

3 人権教育・啓発の効果的推進

本市では、人権問題の解決に向けて様々な取組を実施してきましたが、これまでは、同和問題、女性問題、子どもの問題等と個別的に取り組んできた傾向が見られました。

しかし、今日のように人権問題が多様化、複雑化してきていることを考えると、これからの人権教育・啓発は、様々な人権問題に共通する普遍性（法の下での平等、個人の尊厳等）と、その問題にのみ見られる独自性（歴史性、社会性等）を総合的に捉え、より深く、より具体的に追求していくことが求められています。

また、これまでの取組では知識の習得を重視した傾向がありましたが、今後豊かな人権文化を確立していくためには、人権についての「知識」とともに、人権を守り発展させるための「感性」「技術」「態度」「行動」をバランスよく身につけた人づくりが求められています。

そこで、人権教育・啓発を総合的、体系的な視点から推進していくための学習環境の整備や学習内容・方法・教材の研究、あるいは講師・指導者等の人材育成などの諸施策を積極的に進めていきます。

さらに、人権教育のより効果的な推進を図る施策の一環として、人権問題についての啓発を一層推進するとともに、市民の自発的な取組を支援するための総合的な機能の充実を図ります。

(1) 人材の育成と資質の向上

人権教育・啓発を積極的に推進し、これを広く市民に普及させて、差別のない「人権のまちづくり」を進めていくためには、日頃から市民一人一人が人権問題を自らの課題として捉え、学習を継続していくことが必要です。

その際、市民の日常生活の身近な所で、人権教育・啓発の推進者の役割が重要であり、地域に密着した人材の育成が求められています。今日においては、人権問題に関する専門的な知識を身につけるだけでなく、人権に関する体系的な研修の企画立案や、参加体験型の学習展開が求められています。

そのため、専門的資質を養成する研修会等を開催し、それぞれの人権教育の分野における専門家等との交流・提携を促進するとともに、人権教育・啓発の推進者としての資質の向上を図ります。

(2) 教材・学習プログラムの活用

人権教育・啓発を推進するに当たっては、効果的な教材や資料が必要です。これまでの有効で適切な教材を活用するとともに、身近な、分かりやすい地域の教材を掘り起こしたり、感性に訴える教材を活用したりする必要もあります。

市民の多様なニーズに対応するため、知識や興味・関心に合わせた基礎的なことから専門的なことまで、総合的、体系的な教材の整備・活用がなされなければなりません。

そのためには、就学前教育機関、小・中学校、高校、特別支援学校、大学あるいは人権教育研究団体等、様々な関係機関・団体と連携しながら教材を検討していく必要があります。

また、これからの人権教育・啓発は、多様な文化や価値観を持った人々が共に生きる、開かれた社会の実現をめざして実施されなければなりません。

そのためには、様々な人権問題に関する基礎・基本に関する教材、条約や宣言あるいは法律や条例などに関する教材、様々な人権問題についての今日的課題に関する教材等を整備する必要があります。

学習内容については、単に「知識」を身につけることだけで終わらせることなく行動につながる学びづくりのために、意見交換や疑似体験などを取り入れた参加・体験型のプログラムを構成する必要があります。

学校教育においては、市人権・同和教育実践事例集等を作成してその活用を図り、身近なことを題材にして、児童生徒の関心・意欲を引き出せるような教材を研究し、内容の充実を図ります。

家庭や職場、地域社会における学習用の教材についても、より身近で日常生活に関わりの深い教材を活用して、啓発冊子、パンフレット、リーフレットなどにまとめ、教材の充実を図ります。

(3) 学習内容の充実

人権問題に関する学習を促進するためには、市民一人一人が自分自身の問題として捉え、自主的かつ主体的に取り組み、人権感覚を持って行動する態度を身につけるような人権教育・啓発が必要です。

そのためには人権問題を正しく知り、一つ一つの言葉や行動が人権問題の解決につながることを理解する必要があることを伝えます。そして、学習内容については、地域の実情に合ったものとし、市民自らが人権について考えることができるように努めます。

幼児期から小・中・高等学校、特別支援学校にかけての教育は、人格が形成される重要な時期であり、その時期における人権教育の果たす役割は極めて大きいといえます。

したがって、教育・保育施設や学校における人権教育を重視しなければなりません。

また、職場や地域においては、研修等参加者のニーズが多様化しているため、従来型の研修に加え、参加者が主体的に関わる研修スタイルや、体験学習、交流活動、現地研修などを盛り込み、学習内容を充実させることが必要です。

そのために、人権問題を鋭く捉えるための豊かな感性を養う教材や、それぞれの人権問題の持つ歴史的、社会的な背景を理解するための教材など、基礎的なことから専門的なことまで、多様な学習プログラムを提供し、それぞれの社会的な立場に応じた効果的な研修を支援します。

(4) 総合的なネットワークづくり

人権教育を進める場は、学校教育に限られるわけではありません。家庭、地域、職場などあらゆる場において、学習の機会を提供することが求められます。

そのためにも、人権問題に関わる社会教育の施設やコミュニティ施設はもちろんのこと、様々な場において学習の機会を提供することが必要となってきます。

人権教育に関わる問題として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権問題がありますが、これらの問題解決のための様々な情報・技術及び施設等は、その問題ごとに、各部局・施設において取り扱われているのが現状です。人権問題が複雑化、多様化している現在、人権教育の取組については、それぞれの方針・計画に基づいて推進していくことはいうまでもありませんが、これらの人権を総合的、体系的に捉え、情報・技術等を共有できるようにする必要があります。

このため、各部局・施設間の緊密な連携と、人権教育のための学習環境・内容、人材、教材などの情報の体系化を図り、総合的に推進できるようなネットワークづくりに努める必要があります。

さがっ子 ★キラリ★ 人権かるた

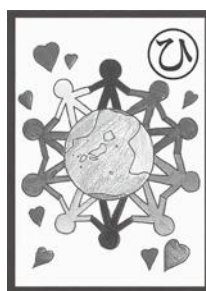
製作 佐賀市
平成25(2013)年2月

この「人権かるた」には、かるたの言葉から身近な人権問題に気づき、気づきをもとにした自らの行動を通して、まわりの人とあたたかな人間関係をつくってほしいという願いがあります。「かるた会」などで活用し、多くの人に「人権」を身近に感じてほしいと思っています。

このカルタは、佐賀市内小学校の子どもたち（作製当時）が絵と標語づくりに取り組みました。



⑥ 心しめがね
のぞいてみよう
おねの中なか



① ひろげよう
気持ちこころあったか
こころの輪わ



④ 地ち域いきの人は
みんなをまもる
大事な味方みかた



⑧ 年としより
困こまっていたら
助けたすよう

4 相談・支援・救済の推進

人権・同和問題に関する市民意識調査では、平成27（2015）年度に、人権侵害を受けたときの対処方法について調査しています。最も多かった回答は「家族や親戚、友人や知人への相談（53.3%）」で、次いで「行政への相談（15.6%）」、「警察への相談（8.5%）」の順です。「何もしない、がまんする」と回答した人（6.8%）もいます。

市民のあらゆる人権問題に迅速かつ適切に対応するために、市民の利用しやすい相談・支援・救済体制の整備が必要とされています。

人権意識の高揚に伴い、人権侵害についての相談内容の多様化、複雑化などにより、相談窓口に関する情報の提供が求められています。そのため、市報やホームページ等の様々な広報媒体を用いて、各種相談・支援に関する制度や相談機関・支援機関の情報の提供を図ります。

また、近年の社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに新たな人権問題も生じるなど、ますます相談・支援が重要になると考えられます。そのため、国を始め、県や他市町の機関、弁護士会、市民団体等との地域に根ざした相互の連携・協力を図ります。

人権侵害に対する被害者の救済については、佐賀地方法務局及び人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件の調査救済、最終的な紛争解決手段である裁判制度のほか、労働問題、児童虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための特別の仕組みがあります。しかしながら、既存の救済制度だけでは現在の多様化、複雑化する人権問題に対して、簡易、迅速、柔軟な対応や傷つけられた被害者の心を満たす真の意味での被害者の救済とはいえないところがあり、国による新たな救済制度の整備が必要と考えられます。

